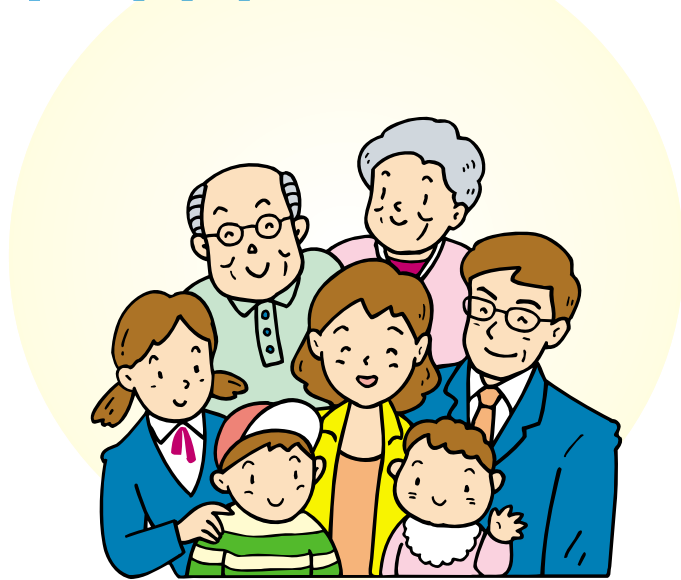


国保だより



あなたの納める保険税が

国保を支えています

国民健康保険（国保）は、被保険者の皆さんが病气やけがをしたときに、安心して医療が受けられるための大切な制度です。保険税の期限内納付や、医療費適正化など、国保財政の健全運営へのご理解とご協力をお願いします。

国保は、皆さんが病气やけがなどで、お医者さんにかかったとき、医療の給付や死亡・出産に際しての現金支給などの保険給付を行なっています。

この保険給付の重要な財源が、皆さんが納める保険税です。保険税は、その年度に予測される医療費から、国などの補助金、病院などで支払う一部負担金を、差し引いた金額で税率が決まります。もし、保険税を納めていない人がいると、ほかの加入者との公平を欠くばかりか、財源が不足し、保険税負担の増加につながります。

皆さんが安心して医療を受けられ、国保財政が健全に運営されるように、保険税は納付期限内に必ず納めるようにしましょう。

保険税の納め方

保険税の課税は資格発生月から

保険税は、国保の被保険者になった月から納めます。届け出をしたときからではありません。国保の被保険者としての資格を得るのは、「職場の健康保険を脱退したとき」や、ほかの市区町村から転入してきたとき」などです。したがって、届け出が遅れた場合でも、資格発生の月までさかのぼって、保険税を納めなければなりません。

納税義務者は世帯主

国保では、一人ひとりが被保険者で

すが、加入は世帯ごととなり、その世帯主に、納税義務が課せられます。世帯主が、会社の健康保険に加入している場合でも、世帯の誰かが国保に加入していれば、世帯主が納税義務者となります。

保険税の納期

保険税の納期は、毎年7月から翌年2月までの年8期となっています。納付期限は、それぞれの月の月末です。月末が土・日曜日や祝日の場合は、その翌日になります。

保険税を滞納すると

納期限を過ぎると、督促状が送られ、延滞金が徴収されます。延滞金は年14・6%の率で計算され、滞納金額と延滞金を支払わなければなりません。

長い間滞納すると

災害などの特別事情がないのに、1年以上保険税を滞納し、納付相談にも応じない世帯には、やむを得ず、次の措置をとることになります。

資格証明書の発行

保険証を返してもらい、保険証の代わりに、「国民健康保険資格証明書」（医療費全額10割を一旦、自己負担し、あとで申請により保険診療分を支給）を発行することになります。

保険給付の差し止め
療養費、高額療養費などの、保険給付の全部、または一部が差し止められることがあります。

差し押さえなどの滞納処分
財産などの差し押さえ処分を執ることがあります。

納付が困難な人は相談を！

経済的に払えそうにないなど、納付が困難なときは、そのままにせず、納付方法について収納課(☎08486035)へ相談してください。

納付は簡単で便利な

口座振替で

保険税を、納め忘れしないように、簡単で便利な口座振替をご利用ください。

納めに行かなくてもよく、納付期限も気にしなくてすみます。一度手続きをすれば、翌月から自動的に振り替えされます。

【申し込み方法】

市内の金融機関へ、納税通知書・預・貯金通帳、通帳に使っている印鑑を持って申し込んでください。

医療費の適正化に協力を

年々増えている医療費が、国保の財政を圧迫しています。医療費が増える、給付の費用を補うために、保険税負担の増加を招きます。しかし、ちょっとした心がけで節約することができます。大切な医療費が、有効に使われるようにご協力ください。

医療費節約のポイント

治療より予防

病気が放っておくほど、回復に時間がかかり、医療費もかかります。病気になる前に、予防することが、最高の治療法、かつ節約法です。

定期的に健康診断を

健康診断で、病気を早期発見することにより、治療も早く終わり、医療費の節約になります。

むやみに薬をもらわない

医療機関に行くたびに、薬をほしがる人がいます。自己判断で、薬や注射を催促しないようにしましょう。

問い合わせ先 保険医療課

☎08486035
☎084862130

国保について教えて！

Q 市の国保に加入している人は何人？

A 市の国保に加入している人は、平成17年5月現在で、37,892人です。年齢別の被保険者数は、表1のとおりです。

Q どのような疾病で受診しているの？

A 平成17年5月診療分の受診件数割合は、表2・表3のとおりです。また疾病分類別では、入院・外来ともに、高血圧、心臓病、脳卒中等の循環器系の疾患が約1/4を占めています。

表1 年齢階層別被保険者数 平成17年5月現在

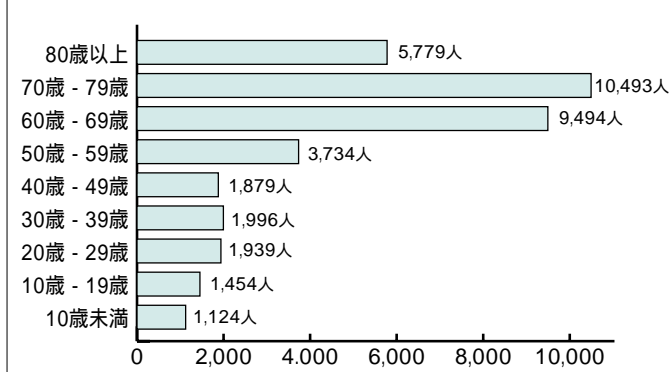


表2 入院件数割合 平成17年5月診療分

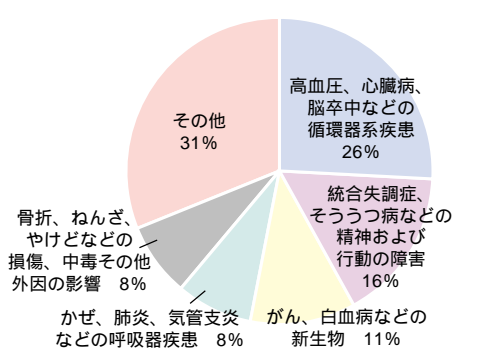


表3 外来件数割合 平成17年5月診療分

